

## 各種相談案内

生活の中で疑問に思っていること、相談したいと思っていることはありませんか？  
市では、生活や法律、教育や健康などの各種相談を行っています。ぜひ、お気軽にご相談ください。

市のホームページからもご覧いただけます

北本市 相談窓口

検索

<http://www.city.kitamoto.saitama.jp/>

※相談日が祝祭日はお休みの場合があります。

相談日

4月8日～5月7日

相談名	日時	場所	問合せ
行政相談(国や県等への要望や苦情についての相談)	4月24日(水) 10:00～12:00	市役所 第1相談室	市民課市民相談担当 (☎594-5529)
法律相談(予約制)	毎週水曜日・金曜日 13:30～16:20	市民課市民相談担当(☎594-5529)	
市民相談・多重債務相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00		
消費生活相談	毎週月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00		
人権相談	4月23日(火) 13:30～15:30	文化センター	協働推進課人権推進・男女共同参画担当(☎594-5506)
女性相談(女性相談員によるカウンセリング・予約制)	4月8日(月)・17日(水) 10:00～15:00(1人50分)	協働推進課人権推進・男女共同参画担当(☎594-5507)	
教育相談	毎週月～金曜日 9:00～16:30	教育センター(☎591-2176)	
ことばの相談(就学児対象)	毎週火・木曜日 9:00～17:00		
緑のなんでも相談	4月29日(月・祝) 10:00～15:00	子供公園	総合公園管理事務所(☎592-4050)
子どもの相談(ことば、しつけ等)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	こども課子育て支援担当(☎594-5537)	
障がい者支援相談(予約制)	4月9日(火) 10:00～15:00(精神)	かがやきの郷相談室	障がい者福祉課相談支援担当(☎594-5535)
	4月26日(金) 10:00～15:00(身障・知的・精神)	総合福祉センター	
心配ごと相談	毎週水曜日 10:00～15:00		
結婚相談	4月20日(土)、5月7日(火) 10:00～15:00(受付は14:30まで)	総合福祉センター	社会福祉協議会(☎593-2961)
ボランティア相談	4月19日(金) 13:30～15:30	コミュニティセンター	
内職相談	毎週火・金曜日 13:00～16:00	勤労福祉センター	内職相談室(☎591-8551)
住宅増改築(新築)・リフォーム相談	4月20日(土) 9:00～12:00	市役所 第1相談室	産業観光課商工労政担当(☎594-5530)
職業相談・雇用相談(予約制)	毎週水曜日 10:00～12:00	勤労福祉センター内 北本市 無料職業紹介所	産業観光課商工労政担当(☎594-5530) ※前日までにお申し込みください
	毎週木曜日 10:00～12:00、13:00～16:00		
健康・生活相談	4月15日(月) 9:30～12:00	健康増進センター(☎591-8251)	

## 暮らしの110番

### 北本市消費生活相談あれこれ④

#### ■ 貴金属などの訪問買い取りに法規制が

「貴金属の訪問買い取り」のトラブルから消費者を守ることを目的に特定商取引法に関する法律(以下、特商法)が改正されました。特商法の取引類型に「訪問購入」が追加され、平成25年2月21日から施行されました。

貴金属などの訪問購入のトラブルについて、各地の消費生活センターにたくさんの苦情が寄せられました。

- ・事業者が自宅に訪ねてきて貴金属等の売却を勧め、非常に安い価格で買い取った。
- ・「ない」と断ると「何かあるだろう」と勝手に家に上がり込み家中を探し回ったり、いきなり指にはめている母の形見の指輪をはずそうとしたりして非常に恐ろしい目にあわされた。
- ・だまされたと気付いて返品を求めてもすでに溶かしてしまっただけと言われた。

また、事業者や連絡先がわからない等で、ほとんど商品を取りもどせないのが現状です。

このような訪問購入の場合には、事業者が消費者宅を訪問してくるところは「訪問販売」と同じですが、消費者が金銭を払って商品を購入するわけではないので

「訪問販売」には該当せず、特商法で事業者には義務付けている適正な勧誘方法や書面交付義務、クーリング・オフ制度などはありませんでした。そこで、特商法では「訪問購入」を新設しました。

主な内容は、原則として全ての物品(ただし、自動車など除外品あり)を対象とし、不招請勧誘行為の規制、書面交付義務、クーリング・オフ制度の適用などが決められています。

お困りのことがありましたら、消費生活センターにご相談ください。

#### 相談窓口

○北本市消費生活センター(市民課市民相談担当☎594-5529※電話での相談も受け付けます)

毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)10:00～12:00、13:00～16:00

○埼玉県消費生活支援センター(☎048-261-0999)

毎週月～土曜日(祝日・年末年始を除く)9:30～16:00

○全国消費生活相談員協会「週末電話相談」(☎03-3448-1409)

毎週土・日曜日10:00～12:00、13:00～16:00

# セーフコミュニティきたもと Vol.09

## セーフコミュニティとは…

「ケガやそれを引き起こす事故は偶然に起こるものではなく、予防することができる」という理念のもと、行政・地域・警察・家庭・学校などすべての関係者が分野横断的に連携・協働して安心・安全に暮らすことのできるまちづくりを進めていくことです。



☎ 協働推進課セーフコミュニティ担当 (☎594-5571)

### 京都府亀岡市セーフコミュニティ再認証式典に出席

2月23日に、京都府亀岡市のセーフコミュニティ再認証式典にセーフコミュニティ担当職員が出席しました。平成20年に亀岡市は日本で初めてセーフコミュニティの認証を取得した自治体です。セーフコミュニティの認証を継続するためには、5年ごとに審査を受ける必要があり、再認証の取得も日本で初めてのことであります。

### 第3回セーフコミュニティ合同対策委員会を開催

1月31日、2月14日に、第3回セーフコミュニティ合同対策委員会を開催しました。

前回の合同対策委員会では、交通安全、防災、防犯、高齢者の安全、自殺、子どもの安全等、委員のみなさんがそれぞれが感じている地域の課題について意見を出し合いました。

今回は、これらの課題に対して、現在、市民団

体や行政等が行っている取組みについて話し合いました。さらにこれらの課題と取組みを目に見える形で整理し、それぞれの相関やバランス等を確認することで、新たな「気付き」等の発見に結びつけることができました。



第3回セーフコミュニティ合同対策委員会の様子

## 北本あんぜん情報 第65号

### 昨年、市内の犯罪が減少

平成24年中、北本市内の刑法犯認知件数は767件であり、前年と比較して73件減少しました。特に街頭犯罪の車上ねらい、部品ねらいが約40%減少しています。しかし、ひったくりやオートバイ盗は増加しました。

北本市	平成24年			平成23年	
	件数	前年比	増減率	件数	
街頭犯罪	路上強盗	2	-1	-33%	3
	ひったくり	21	+17	+425%	4
	オートバイ盗	65	+31	+91.2%	34
	自転車盗	238	-5	-2.1%	243
	自動車盗	7	0	0.0%	7
	車上ねらい	29	-22	-43.1%	51
	部品ねらい	22	-15	-40.5%	37
	自動販売機ねらい	10	+2	+25.0%	8
	計	394	+7	+1.8%	387
侵入窃盗	75	-20	-21.1%	95	
刑法犯	767	-73	-8.7%	840	

### 振り込め詐欺に遭わないために

平成24年中、県内では490件(被害額約11億5,486万円)の振り込め詐欺被害がありました。市内でも予兆の電話がかかってきており、オレオレ詐欺、還付金詐欺の被害が発生しています。特徴としては○490件中、オレオレ詐欺が409件と大多数である。○オレオレ詐欺被害者409人中、60歳以上の女性が278人。

○被害者を自宅以外の場所に呼び出して、直接やりとりする手口が増加。でした。被害者の多くは「自分はだまされない」と思っているにもかかわらず、お金はすぐに「振り込まない」「渡さない」そして、不審な電話があったら家族や警察に相談しましょう。

防犯情報配信中  
e防メールサービスをご利用ください。  
ebouhan@soho-salon.com

